

成年後見Q & A

旭川家庭裁判所

目 次

後 見 人 と は	1
後 見 人 の 選 任	4
後見人の選任	【Q1】	5
後見制度支援信託とは	【Q2】	6
後見制度支援信託が利用される場合	【Q3】	8
後 見 人 の 仕 事	10
はじめに		
↓ 後見人の責任	【Q4】	11
後見人に就任		
↓ 後見人に選ばれたことを証明するには	【Q5】	13
最初の仕事（財産目録等の作成及び提出）		
↓ 財産目録等の作成と提出	【Q6】	15
日常の仕事（身上監護・財産管理）		
↓ 身上監護について	【Q7】	17
出納の記録（出納帳）を付ける	【Q8】	18
預貯金の管理のしかた	【Q9】	20
財産から支出できるものとできないもの	【Q10】	22
後見人・ご本人の住所及び氏名の変更	【Q11】	24
後見人の報酬（家裁へ申立て）	【Q12】	25
注意が必要な仕事（自宅の処分・遺産分割など）		
↓ ご本人の財産の処分	【Q13】	26
ご本人の自宅の処分（家裁へ申立て）	【Q14】	27
遺産分割をするとき	【Q15】	28
後見人とご本人の利益が相反する場合は（家裁へ申立て）	【Q16】	29
ご本人の生活費が足りなくなったときは	【Q17】	30
困ったときの対応		
↓ 後見人の仕事を自分だけではできない（家裁へ申立て）	【Q18】	31
↓ 後見人の仕事をやめたい（家裁へ申立て）	【Q19】	32
仕事の終了（終了の報告，管理計算，財産の引継）		
↓ ご本人の死亡，後見人の任務の終了	【Q20】	33
後見監督		
↓ 後見人に対する監督	【Q21】	35
↓ 後見監督人とは	【Q22】	36

家庭裁判所との連携	【Q23】	38
家庭裁判所へ連絡をする際の注意		39
現金及び預貯金出納帳の記載例		40
家庭裁判所に提出する書類		43
法務局関係申請書		53

後見人とは

成年後見人（このあとは、後見人といいます。）とは、成年被後見人（後見人の支援を受けているご本人のことです。このあとは、ご本人といいます。）の**身上監護と財産管理**をする役割を持った人のことをいいます。

1 ご本人は、認知症などのため判断能力が不十分なので、自分の財産を適切に管理できません。そこで、ご本人に代わってご本人のためになるように援助をする人が後見人です。

後見人がご本人の身上監護や財産管理などの仕事をするとき、**ご本人の考えを尊重し**、ご本人の生活状況や健康状態に配慮しなければなりません。

2 後見人には、ご本人の親族が選任される場合もありますし（これを**親族後見人**といいます。）、弁護士、司法書士等の専門家が選任される場合もあります（これを**専門職後見人**といいます。）。誰を後見人に選任するかは、ご本人の心身の状態、生活及び財産の状況その他一切の事情を踏まえ、長期間にわたってご本人の利益となるように裁判官が決定します。そのため、親族の方を後見人候補者に挙げたとしても、その方が後見人に選任されるとは限りません。身上監護については親族後見人が選任され、財産管理については専門職後見人が選任されるという選任方法もあります。

3 後見事務を行うために法律や福祉の専門的知識が必要な場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人に選任し、継続的に後見事務を行ってもらうことになります。

また、専門的知識が必要でない場合であっても、家庭裁判所は、ご本人に一定の財産があるときや、多額の金銭を受け取る予定があるときには、親族の候補者が信頼できる方であったとしても、ご本人の権利・利益を守るために、ご本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための措置を講じることになります。措置の内容としては、専門職後見人又は後見監督人を選任し、継続的に専門家に関与してもらう方法や、**後見制度支援信託**を利用する方法があります。

4 **身上監護**とは、ご本人の生活や健康の維持、療養等に関する仕事です。

例えば、ご本人の住まいの確保、生活環境の整備、施設に入所する契約、ご本人の治療や入院の手続を行うことですが、食事の世話や実際の介護などは含まれていません。

5 **財産管理**とは、ご本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、ご本人の財産が保たれるように管理することです。具体的には、ご本人の預金通帳や保険証書などを保管し、年金や保険金などの収入を受け取り、ご本人に必要な経費の支払を行い、それらを帳簿につけて管理を行うことです。

- 6 ご本人のために必要な費用（生活費，入院費，施設費，税金，社会保険料など）は，ご本人の財産から支出して構いません。ただし，あらかじめ収入と支出の予定（後見予算）を明確に立てた上で，後見予算に従った支出をすることが大変重要です。
- 7 後見人は，いつでも家庭裁判所に連絡や相談をすることができます。また，**家庭裁判所や後見監督人から監督を受けること**になります（35ページ，Q21及び36ページ，Q22参照）。

後 見 人 の 選 任

後見開始の申立てがなされると、家庭裁判所は、申立書その他提出された書類を審査し、ご本人の判断能力について、必要に応じて鑑定等を実施した上、後見を開始するのが相当と判断した場合には、申立人等の関係者から事情を伺い、ご本人の心身の状態、生活及び財産の状況その他一切の事情を踏まえ、適切と判断した方を後見人に選任します。したがって、申立書に後見人候補者として記載した方が後見人に選任されるとは限りません。以下のページでは、ご本人の利益を保護するために、家庭裁判所が後見人選任に当たって講じる措置について説明します。

Q 1 後見人の選任

後見人にはどのような人になるのですか。申立書に後見人候補者として記載した者になるのではないのですか。

A 後見人は、家庭裁判所が適当と認める者を選任するため、必ずしも後見人候補者として記載された者が後見人に選任されるとは限りません。

1 後見人を誰にするかは、ご本人の心身の状態、生活及び財産の状況その他一切の事情を踏まえ、長期間にわたってご本人の利益となるように裁判官が決定します。そのため、親族の方を後見人候補者に挙げたとしても、その方が後見人に選任されるとは限りません。

例えば、後見事務を行うために法律や福祉の専門的知識が必要な場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人に選任し、継続的に後見事務を行ってもらうこととなります。専門職が後見人に選任された場合、専門職に対する報酬はご本人の財産から支払われることとなります。

2 また、専門的知識が必要でない場合であっても、家庭裁判所は、ご本人に一定の財産があるときや、多額の金銭を受け取る予定があるときには、親族の候補者が信頼できる方であったとしても、ご本人の権利・利益を守るために、親族後見人による不正行為を未然に防止して、ご本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための措置を講じています。措置の内容としては、専門職を後見人又は後見監督人に選任し、継続的に後見事務に関与してもらう方法や、後見制度支援信託を利用する方法があります（後見制度支援信託については次のQ 2を参照してください。）。

Q 2 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託とは何ですか。後見人は本人の財産を自由に使用することはできないのですか。

A 後見制度支援信託とは、ご本人財産のうち、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。この場合、信託された財産については家庭裁判所の発行する指示書がなければ払戻を受けることはできません。

1 後見制度支援信託とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

後見制度支援信託を利用する場合は、ご本人の財産を信託するまでは原則として弁護士、司法書士等の専門職が後見人として関与し、信託契約締結後は、親族の方が単独で後見人を担当することになります。信託契約では、いくらを信託財産とするか、収支が赤字の場合等、信託財産の中から定期的に交付する金額が必要かどうか、必要な場合はその額等が決められます。信託契約締結後、信託財産の中からお金を引き出す必要が生じたり、定期的に交付される金額を変更する必要がある場合は、家庭裁判所の発行する指示書がなければ払戻を受けることはできません。また、収支が黒字の場合で、追加して信託できるほど預貯金が貯まった場合も、やはり指示書の発行を受けて信託財産の追加を行うことになります。これらの指示書の発行を受ける手続については、後見制度支援信託を利用することとなった場合に、説明書をお送りします。

2 後見人は、ご本人の財産について管理処分する権限を持ちますが、この権限はご本人の利益のためにのみ行使できるもので、後見人の利益のために行使することはできません。残念ながら、現状では、後見人就任前にはご本人の財産を適切に利用・管理すると約束しながら、就任後に自己や他の親族の利益のためにご本人の財産を使用するといった不正行為に及ぶ親族後見人が少なから

で見受けられます。そこで、家庭裁判所では、このような不正行為を防止するための措置の1つとして、後見制度支援信託を利用することとしています。

Q 3 後見制度支援信託が利用される場合

どのような場合に後見制度支援信託が利用されるのですか。また、利用されるかどうかはどのようにして決まるのですか。

A 後見制度支援信託の利用に適さない事情がなければ利用の対象となります。利用に適さないかどうかは専門職後見人の調査・検討の結果により決まります。

1 後見制度支援信託の利用に適さない事情としては、次のようなものが挙げられます。

例えば、後見事務に専門的な知識や経験が必要であったり、親族間に争いがあったりするような事案については、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人に選任し、継続的に後見事務を行ってまいりますので、後見制度支援信託の利用は想定されていません。

また、家庭裁判所や専門職後見人による検討の結果、例えば、ご本人の財産が少なかったり、株式等の信託できない財産が多いなど後見制度支援信託の利用に適さない事情がある事案についても、後見制度支援信託を利用することはありません。

2 後見制度支援信託の利用を検討する場合には、専門職の方を後見人に選任して、後見制度支援信託の利用が適当かどうかを調査・検討してもらうことになります。この場合、親族と、専門職の方を2人後見人に選任し、親族後見人にはご本人の身上監護を担当していただき、専門職後見人に財産管理を担当していただくのが一般的ですが、場合によっては、最初は専門職の後見人のみを選任することもあります。

専門職後見人の検討結果によっては、裁判官が後見制度支援信託の利用に適しないと判断することもあります。その場合は、家庭裁判所は、ご本人の財産が適切に管理・利用されるための措置を講ずる必要があるため、専門職

を留任させるか又は後見監督人として選任し, 継続的に親族後見人の後見事務に関与してもらうことになります。

後 見 人 の 仕 事

後見開始の審判は、後見人に選ばれた方が審判の結果通知書を受け取ってから2週間（審判に対して不服を申し立てることができる期間）が経過すると確定し、確定したときから後見人の仕事が始まります。

審判が確定すると、家庭裁判所は法務局に成年後見の登記を行います。登記手続きが完了するまでには、さらに2週間程度の期間がかかります。

以下のページでは、後見人の仕事などについて、順をおって説明します。

～はじめに～

Q 4 後見人の責任

後見人としての責任が問われるのは、どんな場合ですか。

A 後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときは、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。

また、故意又は過失によって、後見人がご本人に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければなりません。さらに、業務上横領罪の刑事責任を問われることもあります。

1 不正な行為とは、ご本人の財産を後見人の財産と一緒にして使い込んだり、ご本人のため以外の支出に流用することなどです。

著しい不行跡とは、例えば、後見事務を長期間にわたり放っておくことなどをいいます。

後見の任務に適さない事由とは、次のとおりです。

① 後見人の権限乱用の例

- ご本人の財産を貸し付ける。
- 身内に経済的な援助をする。
- 投機に回す。
- 財産を寄附したり、贈与する。
- 受け取る権利のある財産を何ら理由なく放棄する。

② 不適切な財産管理の例

- ご本人名義の老朽化した建物を何ら対策を立てず放置する。
- 本来後見人が管理すべき財産を理由なく他人に預けている。
- 収入・支出を出納帳に記帳しなかったり、領収書等を保管していないなど、杜撰な財産管理を行っている。

③ 家庭裁判所の指導監督に従わない例

- 後見事務報告書や財産目録を提出しない。

○ 裁判所の事情聴取に応じない。

後見人の解任は、後見監督人、ご本人、ご本人の親族若しくは検察官からの請求又は家庭裁判所の職権により、家庭裁判所が行います。

2 後見人は、ご本人のために十分な注意を払って、誠実にその役割を果たす義務を負っていますので、後見人の不注意などによってご本人に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければなりません。

また、後見人がご本人の財産を勝手に使い込むなどした場合など、特に悪質な場合は、業務上横領罪（10年以下の懲役）などの刑事責任を問われることもあります。

Q 5 後見人に選ばれたことを証明するには

銀行や保険会社から、後見人であることの証明書を求められましたが、どうすればよいのですか。

A 法務局から「登記事項証明書」の交付を受けて、提出してください。

1 後見が開始されると、家庭裁判所からの申請により、後見人の住所及び氏名、ご本人の本籍、住所、氏名などが東京法務局に登録されます。

登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」であり、この証明書が、あなたが後見人であることを証明する書類となります。

「登記事項証明書」の交付の申請は、下記の法務局にしてください。申請用紙のひな形は、61ページにあります。

【郵送による申請】

東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）

【窓口での申請】

旭川地方法務局（支局・出張所では取り扱っていません。）

〒078-8502

旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎

TEL 0166-38-1165（戸籍課）

【申請書類】

ア 登記事項証明申請書

（申請用紙は、各法務局にあります。）

イ 収入印紙（証明書1通につき550円）

ウ 返信用切手をはった返信用封筒（郵送による申請の場合のみ）

2 取引の相手によっては、家庭裁判所の審判書謄本と審判の確定証明書の提

出を求められることもあります。

- (1) 審判書謄本の交付手数料は、審判書1枚あたり150円（例えば、審判書1通の枚数が2枚の場合は300円）で、収入印紙で納付します。
- (2) 確定証明書の手数料は1通あたり150円で、収入印紙で納付します。
審判書謄本、確定証明書の交付申請先は、後見人が選任された家庭裁判所です。お問い合わせは、家庭裁判所の成年後見係までお願いします。

登記事項証明書等の交付申請や、変更及び終了の登記の申請は、インターネットにより、法務省ホームページのオンライン申請システムを通して行うこともできます。

事前に電子証明書を取得する必要があるので、詳しくは、法務省のホームページ上の「オンライン申請システム」のページを御覧ください。

- ◇ 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
- ◇ 東京法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/>
- ◇ 登記インフォメーションサービス
東京 03-3519-4755

～最初の仕事～

Q 6 財産目録等の作成と提出

後見人が最初にしなければならない仕事は何ですか。

A 後見人になったら、ご本人の「財産目録」及び「後見予算表」を作成して、1か月以内に家庭裁判所に提出してください。

1 後見人の最初の仕事は、ご本人の財産の内容や収入（年金，給料，不動産収入など）と支出（生活費，入院費，施設費，税金，家賃など）の状況を正確に把握することです。そのため，後見人は，選ばれてから1か月以内にご本人の「財産目録」を作り，家庭裁判所に提出しなければなりません。後見人以外の方がご本人の財産を管理しているような場合には，速やかに，財産の引継ぎを受けてください。財産目録の提出は，後見人の最初の重要な仕事であり，これを怠ると解任事由にもなります（Q 4 参照）。

申立人も兼ねている後見人は，申立時にも財産目録を作成して裁判所に提出していますが，選任後に提出する財産目録は，これとは別に作成して提出する必要があります。

申立時から時間の経過がありますから，その間，財産の内容（特に預貯金の残高）は変動していることが多いので，改めて通帳に記帳し，現在の残高を再度確認してください。

申立時には，ほかの親族が管理していて財産の全容が把握できなかった場合については，特にご本人の財産のすべてを確認し，引渡しを受けるべきものは受けて，財産目録を作成してください。

なお，提出された財産目録について，家庭裁判所から照会することがありますので，財産目録のコピーを控えとして保管しておいてください。

2 財産目録を提出する際には，ご本人の財産の変動を明らかにするため，収入と支出の見込みを記入した「後見予算表」を添付して提出してください。

申立人も兼ねている後見人は、申立時にも後見予算表を提出していますが、後見人の立場としてあらためて後見予算表を作成し、提出する必要があります。後見予算表の作成に当たっては、収支の見込みを計算し、必要十分な額を計上してください。

3 後見監督人が選ばれている場合には、財産目録の作成に当たり、後見監督人の立会いが必要になりますので、後見監督人と打ち合わせた上、その指示に従ってください。

4 後見人は、ご本人の財産を適正に管理する責任を負いますから、ご本人の生活水準を保ちながら、限りある財産を計画的かつ有効に使うことが求められます。そのためには、ご本人の収入と支出とのバランスに注意する必要があります。収入が支出を上回る場合には、毎月どの程度の余裕が生じるか、支出が収入を上回る場合には、どのように対処していくのかなどを、過去半年から1年程度の実績に照らして見積もってください。

～日常の仕事（身上監護）～

Q 7 身上監護について

身上監護とは、どのようなことをするのですか。

A 身上監護とは、ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のことです。

後見人には、医療に限定されない生活全般にわたって、ご本人の身上を保護する職務があります。身上監護に当たっては、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮することが求められます。

- 1 身上監護に関する後見人の仕事は、ご本人の住居の確保及び生活環境の整備、介護契約、施設等の入退所の契約、治療や入院等の手続などがありますが、食事の世話や実際の介護などは含まれていません。

- 2 ご本人が医療行為（例：手術など）を受けるに当たっての同意・不同意の決定権は、原則として後見人にはありません。ご本人又は家族に決定権があります。

- 3 ご本人の婚姻、離婚、養子縁組、離縁、遺言などは、後見人が代理することはできません。

～日常の仕事～

Q 8 出納の記録（出納帳）を付ける

ご本人が受け取る年金やご本人の生活費など、収入と支出の記録はどのようにすればよいですか。

A すべての収入と支出は、出納帳に記録し、領収証等の証拠書類は、すべて添付しておかなければなりません。

出納帳は、裁判所から写しの提出を求められた場合にいつでも提出できるように、用途や項目の別を明らかにして記録しておかなければなりません。

1 収入及び支出額を記録するために、出納帳（家計簿）は必ず付けなければなりません。出納帳に付けずに管理するいわゆる「どんぶり勘定」は絶対にいけません。また、その都度出納帳に記入せず、裁判所から報告を求められた段階になってまとめて記入しようとするのもいけません。こういった杜撰な金銭管理を行っていることが判明した場合は、後見人の任務に適しないと見做され、後見人の解任事由にもなります。

なお、出納帳は適宜の様式でも差し支えありませんが、最低限、現金と預貯金に分け、用途や項目の別を明らかにして記録しておく必要があります。現金による支払いと、預貯金口座からの引落とし等を混在させてしまうと、預貯金通帳との対照が困難になりますし、手許に保管している現金の額も不明になってしまうからです。現金と預貯金と別個に出納帳を作成してもよいですが、41ページに示した出納帳の様式のように、1つの出納帳に現金と預貯金をそれぞれ記入する欄を設けた様式を使用すると、現金・預貯金の出納が一覧的に把握できて便利です。42ページの例は、年金等の振込、口座引落とし、日常的な支払のための引き出し等、日常的な利用のための口座が1つの場合の例ですが、複数の口座を利用しているときは、列を追加することになります。

2 家庭裁判所では、後見人の仕事が適正に行われているかどうかについて、監督を行います（以下、「後見監督」という。Q 2 1 参照）。財産管理については、後見人から提出を受けた後見事務報告書、財産目録（4 4，4 6 ページ参照）及び預貯金通帳の写しなどの資料にもとづいて、確認をします。家庭裁判所からの照会に対し、いつでも回答できるように、適切な財産の管理をしてください。

なお、出納帳及び領収書等の裏付け資料は、裁判所から指示があれば、いつでも写し等を提出できるように作成、保管しておいてください。

～日常の仕事～

Q 9 預貯金の管理のしかた

- 1 今は金利が低いので、元本割れの危険はありますが、利回りのよい金融商品で財産を運用してよいでしょうか。
- 2 ご本人名義の預貯金がありますが、後見が開始された後、預貯金口座の名義を変える必要はありますか。
- 3 保険会社から、保険金の振込口座として、本人名義ではなく、後見人名義の口座を届け出てくださと言われてましたが、後見人が普段使用している自分名義の口座を届け出てよいのですか。

A 1 ご本人の財産は、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。

- 2 口座の名義を変更すべき事情がある場合は、後見人であることを銀行に届け出て、「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人□□□□」としてください。

口座の名義をご本人以外の名義にはいけません。

- 3 保険金振込口座として、後見人が普段使用している口座を届け出ては絶対にいけません。上記2記載の「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人□□□□」名義の口座を開設し、そこを振込口座として届け出てください。

- 1 一般的には、銀行の預金口座に預けることになります。

後見開始前からご本人が株式を購入したり投資信託による運用をしていた場合を除き、元本割れの危険がある運用をすることはしないでください。

後見人に選ばれた後、元本割れの危険がある金融商品を購入するなどして、結果としてご本人に損害を与えた場合は、後見人を解任される可能性があるばかりでなく、損害を賠償しなければなりません。

- 2 ご本人に関するその後の安全、円滑な取引のため、後見人に選ばれたことを金融機関に必ず届け出てください。届出に必要な書類や届出後のキャッシ

ュカードの取扱いについては、金融機関に問い合わせてください。

また、ご本人が年金を受給している場合は、後見人に選ばれたことを年金事務所等に必ず届け出てください。

- 3 ご本人あての保険金等、ご本人の財産であるお金を、後見人名義の口座に振り込み、後見人の財産に混入させることは、後で引き出してご本人名義の口座に振り込んだとしても、後見人名義の口座に振り込ませること自体不正行為とみなされることがありますので、絶対にしてはいけません。

仮に、保険会社等から、ご本人名義の口座ではなく、後見人名義の口座を振り込むと言われたときは、後見人の預貯金を管理するための口座に振り込む趣旨ではなく、後見人としての資格に基づいて管理する口座に振り込むという趣旨ですので、上記のとおり「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人□□□□」と記載して届け出てください。

～日常の仕事～

Q10 財産から支出できるものとできないもの

- 1 本人の財産から支出できるものとできないものを教えてください。
- 2 本人と同居しているため、食費等は他の家族分とまとめて購入していますが、その場合の本人の財産からの支出はどのようにするのですか。

A1 支出できるものとしては、ご本人の生活費のほか、ご本人が扶養すべき親族などの生活費、後見人がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、「ご本人の資産、収入等を考慮して相当な範囲内」に限られます。あらかじめ裁判所と相談して、毎月支出できる範囲の上限を決めておくようにしてください。

ご本人の家族や親族の利益のための支出は、原則としてできません。不適切な使い道や不相当な金額の支出がある場合には、後日、家庭裁判所等からの指示により是正や返還を求められるだけでなく、民事上・刑事上の責任を問われることがあります。

- 2 他の家族と共通してかかる食費等は、1か月にかかる平均的な額を家族人数で割った金額を算出して本人の1か月当たりの食費の額と決めておき、毎月その額を本人財産から家計に組み入れるのがよいでしょう。計算の根拠となった家計全体の食費についての資料等（家計簿の写し等）及び計算の過程を記載した書面は、最初に後見予算表を提出するときや、後見事務報告の際に添付して裁判所に提出してください。

なお、支出できるものとできないものについて、これまでのケースをもとに、例を挙げてみました。

1 支出できるもの

- ・ご本人の生活費、入院費、施設費、福祉サービスの利用料金
- ・ご本人が扶養すべき親族などの生活費（ただし、相当な範囲に限られます。支出できる範囲について、あらかじめ裁判所に相談してください。）

- ・ご本人の負債の返済（負債の証拠がある場合に限る。）、ご本人の税金
- ・後見事務費（裁判所に提出する書類のコピー代，切手代，交通費，各種手数料など，後見人の仕事をする上で発生する実費）
- ・ご本人の財産を維持・管理するための費用
- ・ご本人に対する後見人の立替金（領収証等が必要）
- ・後見人がご本人のために依頼した弁護士や司法書士への報酬（領収証が必要）
- ・後見人の報酬（家庭裁判所へ報酬付与の申立てが必要。25ページを参照）
- ・ご本人名義で出す法事の費用，冠婚の祝儀や葬祭の香典（ご本人との関係等を考慮して相当な金額に限られます。）

2 支出できないもの

- ・見舞いに訪れる親族の交通費，食事代
- ・後見人名義のローン返済
- ・ご本人が施設に入所しているにもかかわらず，ご本人の住宅に居住する親族の使用した光熱費
- ・退院の見込みがないにもかかわらず引取りを理由にした後見人の自宅の改築費用
- ・金銭の貸付け
- ・寄附，後援会の入会金
- ・後見人又は親族への贈与（相続税対策の贈与を含む）
- ・ご本人が経営していた会社の負債の返済（後見開始及び保佐開始は取締役の欠格事由）

* 判断に迷うときは，家庭裁判所に相談してください。

～日常の仕事～

Q 1 1 後見人・ご本人の住所及び氏名の変更

後見人や本人の住所が変わりました。どんな手続が必要ですか。

A まず、家庭裁判所に連絡してください。その上で、東京法務局に、登記事項の変更の登記申請書を提出してください。

転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組（後見人が被後見人を養子とする場合は、裁判所の許可が必要です。）などにより姓が変わることがあります。その結果、現実と登記されている内容が異なることとなり、後見人の仕事をする上で不都合が生じるおそれがあります。

したがって、家庭裁判所へ速やかに連絡をするとともに（住民票の写しを送付してください。）、東京法務局に対し、登記事項を変更するための登記申請書（この冊子の54ページ、記載例は55ページ）を提出してください。

なお、ご本人が転居などで登記事項に変更があった場合も同様です。

詳しくは、東京法務局のホームページを御覧になるか、お近くの法務局にお問い合わせください。

住基ネットの導入に伴い、登記申請書には、住所変更又は死亡を証する書面としての住民票や戸籍謄本・抄本の添付は必要ありません。

ただし、変更・死亡年月日が「平成14年8月4日以前」の場合には適用されないなど、一部例外もあります。

～日常の仕事～

Q 1 2 後見人の報酬

後見人は報酬がもらえると聞きましたが、後見人がご本人の親族である場合でももらえますか。もらえるとすれば、どのくらいもらえますか。

A 後見人は、ご本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。ただし、管理しているご本人の財産から勝手に受け取るとはできません。報酬の金額は、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。後見人は、報酬を求める都度、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをしなければなりません。なお、報酬を望まない場合には、申立てをする必要はありません。

1 後見人は、大きな責任と義務を負いますから、報酬を請求することができます。報酬を希望する場合は、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをしなければなりません。家庭裁判所がそれを認めた場合、後見人は、ご本人の財産から報酬を受け取ることができます。

ただし、報酬は、後見人が行った仕事の内容をみて家庭裁判所が決めるもので、後払いです。後見人は、ある程度の期間（通常は半年から1年程度）、後見人の仕事をしてから家庭裁判所に報酬付与の申立てをします。その場合、家庭裁判所では「後見事務報告書」の提出を求めます。

なお、報酬は、ご本人の財産から受け取ることになりますので、ご本人に財産がない場合は、報酬を受け取ることができません。

2 報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の難易度などを総合的に検討し、家庭裁判所が決めます。

家庭裁判所が決めた報酬の額に不満がある場合、又は、報酬が認められなかった場合のいずれも、不服の申立てはできません。

～注意が必要な仕事（財産の処分）～

Q 1 3 ご本人の財産の処分

ご本人が自宅とは別に所有している土地や建物を後見人の判断で処分（売却，取壊しなど）できますか。

A ご本人の財産（自宅の土地，建物を除く。Q 1 4 参照）の処分は，後見人の責任で行うこととなります。ご本人に損害を与えないよう，処分の必要性，ほかに方法がないかどうか，ご本人の財産の状況などを前もって十分に検討してください。

1 後見人は，ご本人の財産を適正に管理する義務を負う一方で，ご本人を代理してご本人の財産を処分する権限が与えられています。

ただ，土地を売却すると使いやすい現金になり，土地に抵当権を設定すると財産的価値が減少するので，むやみに財産の処分をすることは望ましくありません。なお，ご本人の自宅である不動産（土地，建物など）の処分については，必ず家庭裁判所の許可が必要ですから注意してください（Q 1 4 参照）。

2 ご本人の財産を処分する必要がある場合，処分に当たっては，その必要性や，ほかに妥当な方法がないかどうか，ご本人の現在の財産額などを考えて，ご本人に損害を与えないよう注意する必要があります。ご本人に損害を与えた場合，後見人は損害を賠償する責任を負います。

3 ご本人の財産を処分した場合には，ご本人の利益に配慮して適切に処分したことを説明できるよう，処分に関する資料（売却に当たって業者が作成した評価書，売買契約書，諸経費の領収証など）を必ず保管しておいてください。

～注意が必要な仕事（自宅の処分）～

Q 1 4 ご本人の自宅の処分

ご本人は、病状が重くて、自宅に戻るのは無理です。自宅が空き家で不用心なので、売却か取壊しをしたいと思います。ご本人の自宅を処分する前に必要な手続はありますか。

A ご本人が住んでいた家の売却、取壊しなど、居住用の不動産を処分する場合は、前もって家庭裁判所の許可が必要です。

1 ご本人の今後の生活を考えたとき、住まいは最も重要な財産です。そこで、ご本人の生活に支障が及ばないように、ご本人の自宅不動産を処分したいときは、前もって家庭裁判所の許可を得なければなりません。

なお、ここでいう処分とは、売却や取壊しだけでなく、賃貸することや抵当権を設定することなども含まれます。また、現在、ご本人が施設等に入所中の場合、ご本人が過去に居住していた自宅も、ここでいう処分が必要な不動産に含まれることがあります。

許可を受けずに売却したり抵当権を設定した場合、その契約は無効です。損害が発生した場合には、後見人は損害を賠償する責任を負います。

2 ご本人の自宅不動産を処分したいときは、「居住用不動産処分許可」という申立てをしてください。その手続は、家庭裁判所にお尋ねください。

～注意が必要な仕事（遺産分割）～

Q 1 5 遺産分割をするとき

ご本人が相続できる遺産の分割協議が予定されています。協議に当たって、ご本人の相続分（取り分）をどう決めたらよいですか。

A 遺産分割協議をする場合は、ご本人が不利益を受けないよう、十分に配慮します。基本的には、法定相続分（民法第900条）をご本人の取り分にしてください。

- 1 遺産分割の協議では、ご本人に原則として法定相続分を確保してください。それが、ご本人の権利を守ることになります。
- 2 遺産の内容や遺産を残した方との関係、相続に関するその地方の慣習、ご本人以外の相続人の構成などを考えあわせた場合、例外的に他の分割方法が認められることもあります。その場合は、必ず事前に家庭裁判所に相談してください。
- 3 相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。
- 4 なお、後見人とご本人が共に相続人である場合、遺産分割協議に当たり、特別代理人選任の手続が必要です（Q 1 6 参照）。

～注意が必要な仕事（遺産分割）～

Q 16 後見人とご本人の利益が相反する場合は

私は、母の後見人です。父が死亡したため、遺産の分割協議をすることになりましたが、弁護士から「利益が相反するから特別代理人を選ぶ必要がある。」と言われました。これは、どういう意味ですか。

A この例のような遺産分割の場合、後見人は、相続人（子）としての自分の立場と、同じく相続人であるご本人（母）の法定代理人（後見人）という二つの立場を同時に持つこととなります。この場合、二つの立場で利益が相反するため、その遺産分割のためだけに、ご本人の代理人を選ぶ必要があります。これが特別代理人です。

1 後見人が、自分の立場とご本人の法定代理人という2つの立場を兼ねてしまうと、その気になれば、自分の取り分を多くしてご本人の取り分を少なくすることも可能です。このような関係のことを「利益相反」といいます。

利益相反になると、ご本人の利益が守られない事態も考えられることから、後見人ではない人をご本人の特別代理人に選任します。特別代理人を選任するためには、家庭裁判所にその申立てをします。

ただし、相続人ではない後見監督人が選任されている場合は、後見監督人がご本人の代理人となりますから、特別代理人を選任する必要はありません。

2 「特別代理人選任」の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載します。遺産分割などの場合は、遺産分割協議書案を必ず添付します。

特別代理人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続（例えば遺産分割）が終われば、当然に任務は終了します。

～日常の仕事～

Q 17 ご本人の生活費が足りなくなったときは

ご本人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って生活費が足りなくなってしまうたら、後見人がご本人の生活費を負担するのですか。

- A** 後見人ではなく、ご本人の扶養義務者が負担します。もし、後見人自身が、ご本人の扶養義務者であれば、負担を求められることがあります。
- 身寄りが無いなど、だれからも援助を受けられない場合は、生活保護を申請することになります。

1 ご本人の生活費は、ご本人の財産から支払われるのが妥当です。しかし、仮にご本人の収入が十分でなく、財産が底をついた場合は、後見人ではなく、ご本人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります（扶養義務者が複数いる場合は、だれがどのように負担するかを話し合いで決めることになります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することができます。）。

ですから、後見人がご本人の扶養義務者であれば、ご本人の生活費を負担することもあるでしょう。

ただし、自分の生活を犠牲にしてまで扶養しなければならないわけではありません。すなわち、「普通の生活をした結果、余裕があれば援助をお願いします。」ということです（これを、生活扶助義務といいます。）。

2 ご本人に身寄りがなく、扶養義務者がいなかったり、いても生活に余裕がなく援助できないような場合は、生活保護などの公的扶助に頼ることになるので、市町村役場の生活保護担当者に相談してください。

～困ったときは～

Q 18 後見人の仕事を自分だけではできない

後見人に選ばれて仕事をしましたが、思った以上に大変で、このまま一人で後見人の仕事を続けるのは無理です。

- A 1 家庭裁判所に提出する資料の作成を司法書士に頼む、法律的な判断や手続を弁護士に相談するなど、法律の専門家に依頼する方法があります。**
- 2 財産管理を専門的にやってもらう後見人を追加的に選任する方法があります。**

1 後見人の職責は重く、仕事も多岐にわたるため、一人では荷が重過ぎると感じる場合があります。その場合、後見人の責任で、資料の作成などを司法書士や弁護士など法律の専門家に依頼するのも一つの方法です。費用はかかりますが、後見人の仕事の負担は軽くなるでしょう。

なお、専門家を依頼する費用は、ご本人の財産から支出しても構いません。

2 後見人は、二人以上選ぶことができます。後見人の仕事の内容によっては、例えば、一人は身上監護、もう一人は財産管理というように、仕事を分担するのが望ましい場合もあります。また、特に財産管理について専門的知識が必要な場合などは、弁護士や司法書士などの専門家を併せて後見人に選任することが考えられます。場合によっては、福祉の専門家がかわることが望ましいこともあるかもしれません。

このように、既に後見人が選任されている場合でも、追加して後見人が選任されることもあります。後見人を追加的に選んでもらいたいときは、家庭裁判所に「成年後見人選任」の申立てをしてください。

～困ったときは～

Q19 後見人の仕事をやめたい

病気や高齢のため後見人の仕事を続けられないときは、どうしますか。

A 家庭裁判所に、「成年後見人の辞任」の申立てをしてください。

1 後見人は、ご本人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたのですから、自分の都合で自由に辞任できることにすると、ご本人の利益が守られないおそれがあります。そこで、後見人は正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を受けて辞任できることになっています。

「正当な事由」としては、病気や高齢のほか、後見人が遠隔地へ転居して、後見人の仕事を円滑に行えない場合などが考えられます。

2 後見人が辞任するときは、ほかに後見人がいる場合を除いて、新たに後見人を選ばなくてはなりません。そこで、ご本人の権利保護に支障がないように、「成年後見人の辞任」の申立てと同時に、後任の後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをしてください。

3 辞任したときは、それまで管理していたご本人の財産を新しい後見人に引き継ぐこととなります。

～仕事の終了～

Q 20 ご本人の死亡，その他後見人の任務の終了

- 1 ご本人が死亡すると，後見人の任務は終わるのですか。
- 2 後見人の役目を終えたときは，何をすればよいでしょうか。

- A 1 後見人の任務が終了するのは，①ご本人が死亡したとき，②ご本人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき，③後見人が辞任したとき，④後見人が解任され，新しい後見人に財産の引継ぎをしたときです。ご本人が死亡したときは，家庭裁判所へ連絡し，除籍謄本等を提出するとともに，東京法務局に後見終了の登記申請をする必要があります。
- 2 任務を終了する際に必要なことは，財産の引継ぎです。後見人は，それまで管理していたご本人の財産について，管理の計算をし，相続人又はご本人若しくは新しい後見人に財産の引継ぎをして任務が終了します。

1 ①ご本人が死亡したとき

ご本人が死亡したときは，速やかに家庭裁判所へ連絡します。戸籍又は除籍の謄本等を提出していただくなど，必要な手続について家庭裁判所から説明します。また，東京法務局にも，後見終了の登記申請書（57ページ，記載例は58ページ）を提出してください（問い合わせ先は53ページ参照）。この場合の登記手数料は無料です。

後見人が管理してきた財産は，管理の計算（後記2参照）をした上で，ご本人の相続人の一人に引き継いでください。この場合，他の相続人には，誰にいつ引き継いだかということと，引き継いだ財産の内容を通知してください。

後見人自身が相続人の一人である場合には，相続人としての管理を開始したことを家庭裁判所に報告し，他に相続人がいる場合には，その旨を他の相続人に通知してください。

②ご本人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき

判断能力が回復して、後見人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「後見開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消決定が出たら、後見人の任務は終了します。

この場合は、ご本人に財産を引き継ぎ、その旨を家庭裁判所に報告します。

③後見人が辞任したとき、又は④後見人が解任されたとき

辞任した場合には、Q 19を御覧ください。

解任の審判が出た場合は、管理してきた財産を新しい後見人に速やかに引き継いでください（解任事由については、11ページの「Q 4 後見人の責任」を参照）。

いずれの場合にも、後見人変更の登記は家庭裁判所で行います。

2 管理の計算

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません。後見監督人が選任されている場合は、管理の計算に後見監督人が立ち会わなければなりません。

計算の結果は、相続人に報告してください。なお、相続人がいないときは、必ず家庭裁判所に相談してください。

もしも、後見人が死亡したときは、後見人のお身内のどなたかが家庭裁判所に連絡してくださるよう、その点を身内に説明しておいてください。

それというのは、ご本人の権利保護に支障を来さないよう、速やかに後任の後見人を選ばなければならないからです。

なお、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご本人の身内の方にさせていただきます。

～後見監督～

Q 2 1 後見人に対する監督

後見人は、仕事の内容を家庭裁判所に報告して監督を受けることがあると聞きましたが、どのような監督を受けるのですか。

A 後見人の仕事が適切に行われていることを確認するため、家庭裁判所と後見監督人は、後見人に報告を求めたり、調査を行うことがあります。これを「後見監督」と言います。

後見人は、ふだんからご本人の財産状況や生活状況をよく把握しておき、家庭裁判所や後見監督人から報告を求められた場合には、次のように対応してください。

1 後見事務の自主報告

家庭裁判所が、事前に後見事務についての報告月を指定し、書面で通知しますので、指定された報告月の末日までに、家庭裁判所から上記書面に同封して送付される後見事務報告書及び財産目録に必要事項を記載し（48ないし51ページの記載例を参照）、預貯金通帳の写しとともに返送します。

また、出納帳及び領収書等の裏付け資料は、家庭裁判所から指示があれば、いつでも写しを提出できるように作成、保管しておいてください。

なお、このほかに必要に応じて家庭裁判所から提出すべき書面を、別途指示することがあります。

通帳のコピーなど、財産関係の書類の提出を求められたときは、「家庭裁判所に提出する資料のコピーの取り方」（52ページ参照）を参考にしてください。後見監督人から求められた場合も同様です。

2 家庭裁判所が行う後見監督

家庭裁判所では、後見人から提出された後見事務報告書及び財産目録の記載内容と裏付け資料とを照合する等して、財産管理が適切に行われているか、不適切な支出が行われていないか、後見予算に無理はないか等を確認します。

～後見監督～

Q 2 2 後見監督人とは

後見監督人が選ばれましたが、その場合に、後見人の仕事をする上で特に注意することはありますか。

A 後見監督人が選ばれた場合、後見人が単独で行うことができない（後見監督人の同意を要する）行為がありますから、注意してください。

1 後見監督人は、ご本人、その親族、後見人の請求又は家庭裁判所の職権で選ばれるもので、後見開始の審判と同時に選ばれることもあれば、その後に必要に応じて選ばれることもあります。後見監督人には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門知識を持った方が選ばれます。なお、後見人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹は、後見監督人になることができません。

2 後見人と同時に後見監督人が選ばれた場合、ご本人の財産の調査と財産目録の作成は、後見監督人の承認を受けなければなりません。また、後見人がご本人に対して債権又は債務を有する場合は、後見監督人に申し出なければなりません。

後見監督人の同意を得ることを要する行為は、次のとおりです。

- (1) 利息や家賃を得るために、ご本人の財産を利用する。
(例：利息付きで金銭を貸し付ける、不動産を賃貸する等)
- (2) 借財又は保証をする。
- (3) 不動産その他重要な財産の取得又は処分にかかわる行為をする。
- (4) 訴訟行為をする。
- (5) 贈与、和解又は仲裁契約をする。
- (6) 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をする。
- (7) 贈与又は遺贈を拒否し、負担付の贈与又は遺贈を受諾する。

- (8) 新築, 改築, 増築又は大修繕をする。
- (9) 民法602条に定めた期間を超える賃貸借をする。
- (10) ご本人に代わって営業する。

このように, 後見人は, 後見監督人から常時点検を受けることとなりますが, 後見人の仕事の進め方を後見監督人に相談できるメリットもあります。

なお, 後見人とご本人の利益が相反する場合, 特別代理人の選任が必要なことはQ16で述べたとおりですが, 後見監督人が選ばれている場合は, 後見監督人がご本人を代理します。

～後見監督～

Q 2 3 家庭裁判所との連携

後見人や関係者から家庭裁判所に連絡をしなければならないのは、
どんなときですか。

A 家庭裁判所からの照会による、後見事務報告書、財産目録等の提出については、既に説明したとおりです。

そのほかに、次のような場合は、必ず家庭裁判所へ御連絡ください。

- 1 後見人やご本人の住所、氏名等が変わった場合
- 2 ご本人が死亡した場合
- 3 後見人が死亡したり、高齢や病気等の理由で職務ができなくなった場合
(Q 1 9を参照)

なお、後見事務を行うに当たり、迷うことや困ったことが生じて、この冊子を読んでも解決しない場合は、家庭裁判所の後見事件担当者に相談してください。

後見人は、ご本人の身上監護と財産管理の全般について責任を負うのですから、法律で定められていないことについては、後見人自身が判断をすることになります。その判断は、あくまでもご本人の利益を最優先にしなければならず、判断を誤ると法律上の責任を問われることにもなるので、自身の財産を処分するときよりも慎重に行う必要があります。そのため、財産の処分などについて迷うことがあるときは、まず家庭裁判所に相談したり、必要があれば弁護士や司法書士などに相談する方法があります。

家庭裁判所へ連絡する際の注意

後見人の仕事をする上で、分からないことや判断に迷うことがあるときは、あなたを後見人に選んだ家庭裁判所の後見事件担当者（下記の「裁判所の電話番号一覧」を参照）まで問い合わせてください。事前の連絡なしに裁判所においでになっても、お話をうかがう担当者が不在であったり、長時間お待ちいただかなければならないことがありますので、御用件は、まず電話でお伝えください。

家庭裁判所へ電話をかけたら、応答した職員に対し「家裁の成年後見事件担当者へつないでください。」と伝えてください。電話が切り替わったら、最初にご本人の氏名を告げ、次にご本人とあなたの関係、あなたの氏名を告げてください。

（例：「旭川太郎の後見人をしている家裁花子です。」）

また、問い合わせたい事柄を前もって整理しておき、関係資料や書類を手元に用意してから電話をかけるようにしてください。内容によっては、すぐにお答えできず、こちらから折り返し電話を差し上げることがありますし、もっと詳しくお話をうかがうために、家庭裁判所においでいただくこともあります。

メモ（裁判所の電話番号一覧）

旭川家庭裁判所（本庁）	0 1 6 6 - 5 1 - 6 2 5 1	（代表）
書記官室（後見係）直通	0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 7 2	
同 名寄支部	0 1 6 5 4 - 3 - 3 3 3 1	
同 紋別支部	0 1 5 8 - 2 3 - 2 8 5 6	
同 留萌支部	0 1 6 4 - 4 2 - 0 4 6 5	
同 稚内支部	0 1 6 2 - 3 3 - 5 2 8 9	
同 深川出張所	0 1 6 4 - 2 3 - 2 8 1 3	
同 富良野出張所	0 1 6 7 - 2 2 - 2 2 0 9	
同 中頓別出張所	0 1 6 3 4 - 6 - 1 6 2 6	
同 天塩出張所	0 1 6 3 2 - 2 - 1 1 4 6	